

行政改革推進本部事務局組織規則

〔平成 18 年 6 月 23 日〕
〔内閣総理大臣決定〕

行政改革推進本部令（平成 18 年政令第 219 号）第 6 条の規定に基づき、行政改革推進本部事務局組織規則を次のように定める。

（企画官等）

第 1 条 行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）に、企画官その他所要の局員を置く。

2 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の企画及び調整に関する事務に従事する。

3 局員は、命を受けて、局務に従事する。

4 企画官及び局員は、非常勤とすることができる。

5 常勤の企画官及び局員は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（補則）

第 2 条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な細目は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 23 日から実施する。